

令和４年第１回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和４年３月９日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	１番 小菅 康子	２番 田中 陽介
	３番 石川 恵美	４番 村田 弘行
	５番 木下 伸一	６番 津村 俊二
	７番 益川 教智	８番 東郷 克己
	９番 服部 嘉雄	１０番 奥山文市郎
	１１番 山崎 有子	１２番 山本 剛
	１３番 鈴木 市朗	１４番 山崎 敦志
	１５番 橋 俊明	１６番 岩井智恵子
	１７番 稲垣 誠亮	１８番 荒川 泰宏

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	栢木 進	副 市 長	川口 逸司
教 育 長	西村 健	政策調整部長	赤坂 悦男
政策調整部政策監 (病院整備担当)	馬野 明	市立野洲病院事務部長	市木 不二男
総 務 部 長	川端 美香	市 民 部 長	長尾 健治
健康福祉部長	吉田 和司	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田中 源吾
都市建設部長	三上 忠宏	環境経済部長	武内 了恵
教 育 部 長	吉川 武克	政策調整部次長	川尻 康治
総 務 部 次 長	武内 佳代子	広報秘書課長	辻 昭典
総 務 課 長	井狩 勝		

出席した事務局職員の氏名

事 務 局 長	田中 千晴	事 務 局 次 長	遠藤 総一郎
書 記	辻 義幸	書 記	井上 直樹

議事日程

諸般の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

開議

午前 9 時 0 0 分

議事の経過

(再開)

○議長（荒川泰宏君）（午前 9 時 0 0 分） 皆さん、おはようございます。

ただいまより、本日の会議を開催します。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は 18 人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

また、本日説明員として出席通知のあった者の職、氏名は昨日と同様であり、配付を省略しましたので、ご了承願います。

(日程第 1)

○議長（荒川泰宏君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定により、第 4 番、村田弘行議員、第 5 番、木下伸一議員を指名いたします。

(日程第 2)

○議長（荒川泰宏君） 日程第 2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

発言順位は、一般質問通告一覧表のとおりであります。

順次発言を許します。

まず、通告第 11 号、第 13 番、鈴木市朗議員。

○13 番（鈴木市朗君） 皆さん、おはようございます。予備日の一般質問のトップバッターということでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

一般質問に入る前に、今、ウクライナへロシアの侵攻により、今、大変な状況になっています。一日も早いウクライナの平和をお祈り申し上げまして、一般質問に入らせていただきます。

今回の私の一般質問は、2題にわたり行います。

まず第1点目でございますが、市民の命と健康を守る施策についてでございます。2019年12月、中国武漢に端を発した新型コロナウイルスによる世界的感染パンデミックは、変異を繰り返し、オミクロン株へと変異、いまだ収束の見通しも見えておりません。ちなみに、3月5日の日本の現状は、陽性者が10万人を上回る日もあり、陽性者累計510万人、死亡者累計2万4,000人を超え、由々しき事態に至っています。日々の感染者が高止まりの中、日本も含み、世界でステルスオミクロンBA.2の感染が勢いを増しております。第6波の収束を待たずして、ステルスオミクロンBA.2への第7波に突入することもあり得ます。このような中、医療従事者の皆様をはじめ、ご苦労いただいております全ての皆様に、心からの敬意と感謝を申し上げる次第であります。

コロナ禍のような不測の事態や重大な災害対応はもちろんのこと、市民の生命と健康を担保する2次医療の使命を担う現野洲病院施設は、老朽化、耐震不足をはじめ、課題が山積しております。既にその機能は崩壊していると言わざるを得ません。この危機的認識は、行政、議会、多くの市民が危惧し、等しく認識しているところであります。病院整備は待ったなしの状況、無為に時間を浪費することは、行政、議会としても許されません。まして、市民にとって、これ以上の不幸はありません。過日1月5日に、創政会より議会議長宛てに、病院整備計画の見直しについて、複合商業施設整備事業用地への編入についての2項からなる要望書が提出されています。また、1月7日、守山野洲医師会からも、駅前での市立病院早期建設の要望についての要望書が、議会議長宛てに提出されています。これは、市長が速やかな病院整備を公約に、行政トップに就いて1年以上の時間が経つにもかかわらず、遅々として方向性が定まらない病院の進捗から業を煮やした所以であると認識します。

この2つの要望書について、少し考察すれば、創政会要望の要望書の病院整備は、新たな用地に整備すると明記されています。市長は、建設可能と提案した2つの市有地については、市長自らが建設不適と結論づけております。他に候補地に上げられる市有地は皆無であり、その後に至って、候補地を模索し、新たに資金投入し、確保する考えは、荒唐無稽の時間の浪費を言わざるを得ず、論外である。守山野洲医師会よりの駅前での市立病院早期建設の要望については、市長が令和3年9月9日、駅前B案で建て替えを医師会理事会での説明に沿ったものであります。また、議会においても、当趣旨に沿った整備に関し、審議をしている経緯もあります。

もう一つ重く受け止めねばならないことに、２月７日の野洲市民病院特別委員会での病院長の発言です。遅々として整備が進まない状況が続けば、近い将来、野洲市民病院の存続が危ぶまれるとの心の叫びを切実と訴えられたものであり、市民の命と健康を思わんばかりでの発言をいただいたものと重く受け止めると同時に、最後通牒と位置すべきものと考察します。

しかし、市長はここに至って熟考したいと公言されています。これは、何を言わんかや、市民の命と健康を守る責務の名において、市長の政策提案のリーダーシップはどこに行ったのでしょうか。また、私も含め、議会の不甲斐なさを大いに反省しなければなりません。小異を捨てて大同につくタイムリミットと認識すべきです。

では、質問に入りますが、仮定の話には答えられないとの答弁が見え隠れしますが、市民の皆さん、また二元代表制の名において、議会への丁寧な説明が絶対必要と考えます。

それでは、①このような危機的状況の最中に至って、市長は熟考したいとの考えを公言、真意を問います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 議員の皆さん、改めましておはようございます。

鈴木議員の市民の命と健康を守る施策についての１点目、熟考の真意についてのご質問にお答えをいたします。

今後３０年、５０年という長いスパンのまちづくりを見据えた上で、市民病院の場所が本当に駅前Ｂブロックでよいのか、Ｂブロックでなければ、市内のどこに建てるべきなのか、また立地によって付随する課題を熟考しているものでございます。

なお、私が病院整備を熟考しなければならないと考えた大きな理由は、１月５日、創政会から駅前Ｂブロックでの病院整備を断念し、新たな用地に整備すべき、またＢブロックも含めた駅前全体を複合商業施設として整備すべきとする内容の要望が出されたり、以前はＡブロックで整備をするべきという議会の決議が可決されたりと、このままでは議会の同意を得られることができなくなるおそれがあることから、１月１４日に開催された臨時の全員協議会において病院整備について熟考することを表明したものです。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○１３番（鈴木市朗君） ただいま市長から熟考するという中身を若干お話しされましたが、これは私の考え、私が思うことでございますが、市長が選挙公約されたとき、市長選に

立候補されたときの選挙公約として、現地建て替え、半額でやるということを示されております。そしてまた、今回のこのBブロックにおいて熟考していくと。既に、昨年の5月に、Bブロックで提案されているにもかかわらず、今、この場になって熟考していくということは、あなたはその約束を2度破っているということになりますね。今、1つの会派から、こうして要望書が提出されたから、議会のほうで賛同を得られないというようなことをおっしゃっていますが、それは提案してみなければ分からないことですよ。提案もしないで、熟考、熟考って、私の思いでは、先日の質問の中で、実は熟考について、何か考えているか、それは言えない。どういうふうな答弁であった、なのか、あるけど言えない。言える、言えないとは全然違います。聞くことが議会の役割であり、市長は答える義務があると思いますよ。そういうことについて、あなたも答えなさい。

そして、昨日の副市長に対する相談はあったのか、ないのかということで、我々の市のナンバー2である副市長に対しても、何ら相談をしていないということに対しても、疑問を感じます。そういう点について、市長は議会への丁寧な説明、そして、ナンバー2である副市長、そういった方々にどうして熟考の説明をされないんですか。お答え願います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 副市長に熟考の説明をしないのかというご質問でございますね。副市長に何もしゃべっていないということはございません。都度都度、お話はさせていただいたりということは、現実ございます。熟考ということでございますので、議会にその中身を説明せよということも言われておりますが、一応というか、熟考中ですので、今、意思形成過程ということでございますので、お答えはできないということでのご回答をさせていただいているということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） ちょっと市長、言っておられることが、昨日の副市長の答弁とはえらい食い違っていますね。その都度副市長に話をしているということ、副市長はこの熟考について、何も聞いていないという、はっきりそう言われてますやん。だから、そういうようなところ答弁を変えていくということ自体が、私は不思議でならないんですよ。

そしてまた、この熟考の中には、駐車場の問題もちょっと触れておられましたね。違いますか。触れておられましたね。私も以前にも申し上げましたが、野洲文化ホールの前の平面駐車場、あそこをもうちょっとうまく利用したらどうなんですか。周辺の住宅に影

響を及ぼさないように立体にするか、地下駐車場にするか。やはり駐車場の効率を図っていくということは、これは第一なんですよ。周辺の住宅に影響を及ぼさないような、そういうようなことを考えていくのが、あなたたち行政の仕事なんですよ。あれだけ立派な駐車場は、平面だけじゃ、これはもう非常に効率が悪いです。いろんなことがあります。そうしたことについて、お答えを願います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） まず、副市長との話の中で、ころころ変わっているやないかというお言葉でございますが、私は、何も昨日の答弁はいたしておりませんので、私なりに、副市長には、いろいろとお話はさせていただいているということでございます。ころころとは変わっておりません。

そしてまた、駐車場の件は、今、鈴木議員が言われたように、危惧しております。それを以前、鈴木議員から文化ホールの前の駐車場を立体にするとか何とか考えたらどうやという提案もいただいております。そのことも含めて、駐車場対策がどうなるかということ、熟考の中に入れて検討いたしております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） まずは、今の話の中では、駐車場問題、これはやはり何としても避けて通ることはできないと思います。今、市長、私が申しました、市長が答弁していただきました、そのような形で、やはり一日も早い整備を望むものです。ですから、熟考、熟考というのは、いつまで熟考か、早期に決断されるのが市長の役目です。以上、申し添えておきます。

次に入ります。今日に至るまで、多大な時間と巨額の経費を費やし、市長提案のBブロックで整備、構築してきました。今日現在、この市長提案は審議に付されている案件と解釈してよろしいですか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 駅前Bブロックでの整備の市長提案は、審議に供される案件として解釈してよいのかとのご質問にお答えいたします。

また同じようなことを申し上げるんですけど、私はまだ熟考中でございますので、駅前Bブロックで進めていくことを提案しておりません。2月7日の病院整備特別委員会で提供した経緯や判断は、複数の議員から、考案中の駅前Bブロックの計画の提案を受けて、

内容を吟味したいという求めがあり、それに応じて業務委託の中で策定検討してきたものを提示したもので、現在熟考しているところでございます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） 昨日からずっと熟考、熟考という言葉が大変多く耳にしております。駅前Bブロックは、市長提案をされていないというようなことですね、今のお話では。それでしたら、今までこれだけの多くの経費を投じる。そしてまた、これに関係する職員の皆様、そして、病院の皆様、そうした方々に対して、市長は金の面、人の面、どのようなお考えなんですか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） Bブロックで整備をする方向性を表明してから、職員の皆さんには大変な努力をしていただいたという認識をいたしております。また、病院で勤務していただいている職員の皆さんにも大変ご苦勞をおかけしている、ご心勞をおかけしているというふうに認識はいたしております。

また、お金の面でございますが、お金は決して無駄にはなっていないというふうに認識をいたしております。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） 人間的なものは、感謝しているということで、これは当たり前のことです。経費の面では無駄にしていないということでございますが、今、熟考中として、これがずっと長引けば、このかかっている経費は日々日々無駄になっていくという状況です。やはり、病院長も申し上げておられましたが、一日も早い病院を整備するのが肝要であるということをおっしゃっていましたね。やはり医療従事者のそうした方々の考えを、やはり行政トップである、また病院の管理者である市長が、その件を重く受け止めて対応していかなければならんと、私は思うんです。その件について、どう思われますか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） その件につきましては、早急に病院整備を進めていかなければならないということに関しては、私も同じ気持ちであります。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） それでは、その熟考を、早く結論を出していただきたいという思いでございますが、いつになったら、この熟考が解けるんですか、お答え願います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 今まで、今定例会でも他の議員の皆さんからも同じ質問をされておられます。熟考中、いつまでかということは、誠に申し訳ございませんが、お答えすることはできません。早急に熟考を解くということで、鋭意熟考している最中でございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） 3番目の質問に入ります。仮に、駅前Bブロックでの整備案を反故にされるならば、病院整備の代案をまず示していただきたい。市有地の他の2か所というのは、市長がおっしゃっていましたように、病院建設には向かないということをおっしゃっているんですよ。市有地のどこか、そういうような代替地が今、市長の胸中にあるんですか。あったら教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 市有地の2か所、3か所、あのとき4か所、一応、提示させていただきました、Aブロックも含めて。その中でBブロックということで一番可能性が高いということで選んだわけですが、他の場所について向かないという判断をして、また、向かないという言葉を出した、発言したことは記憶にございません。向かないというより、Bが一番妥当性があると、現時点では妥当性があるということで、Bに整備をするということで方向性をお示しさせていただきました。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） いろいろと、市長と私が受け止めているそのギャップというのはあるかと思います。評価委員会の先生方、あるいは、守山野洲医師会の先生方、こういう医療従事者は、評価委員会の先生方というのは、日本でも有数の先生方でございます。そうした先生方が、Bブロックでというような結論を出されております。それを受けて、市長は、Bブロックというのは、昨年5月に発表されたわけですね。それがまた、覆すようなことになれば、恐らく覆すのはできへんやろうと思いますが、評価委員会の先生方や、そういう関係者に、どのようなこととお話しされるつもりですか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 評価委員会の先生、委員長が最後に申された言葉は、整備する場所については評価委員会が決めるものではないと。これは市が決めるものだということで締めくくられておられます。だから、病院整備について場所については、あくまでも市が市

民のために一番なる場所、そういうものを考えた上で決定していくものだというふうに解釈いたしております。あくまでも評価委員会では、場所については、市が決定するもの、決めるものであるということで締めくくりをされておられるということを再度申し上げます。

医師会の先生方においては、議会との懇談会の中は、昨日も言いましたけども、私は報告を聞いておりませんので、どうやったか分かりませんが、Bブロックで進めてほしいという要望も出ているということで、医師会の先生方は駅前でというお考えだというふうには思っております。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） 評価委員会の先生方は、今、市長がおっしゃられたように、Bブロックがいいということはおっしゃっています。これは私も傍聴に行って、何回か聞いております。しかし、最終的決定権があるのは市だということは私も聞いております。やはり評価委員会の先生方は、最終的決定は市にあるとおっしゃっていますが、駅前Bブロックがいいということをおっしゃっております。市長は最終決定権者です。そうしたことを踏まえて、どういうふうにトップとして考えておられるんですか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 先ほど来申し上げておりますように、市の行政をお預かりしている立場として、この今のこの時点、この時点での判断ではなく、先々を含んで、先々を見据えた上で、病院を本当に市民になる病院を整備すべきだというふうに考えております。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） 昨日から何回も聞いております。30年、40年先を考えて、熟考しているということですか。5年先のことが分からへんのに30年、40年なんて分かるわけない。今現在がどうなっているか。現在形ですよ。未来形じゃないですよ。現在形がしっかり確保されていれば、未来形に通じるんですよ、これはね。そういうことを私は申し添えておきます。

時間がないので、4番に入ります。熟考の結果、駅前での整備案が反故になれば、長年、養われ、培われてきた医師会さんとの信頼関係は地に落ち、その後に提案される整備案については、医師会の賛同や医師確保をはじめとする諸所の協力が得られないものと覚悟しなければなりません。しいては、これらの支援がなくなれば、病院経営は立ち行かなくなります。破綻の道をたどることになります。このことは、市民の命と健康を守る大義を行政の長が放棄することに他なりません。考えをお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 熟考の結果、駅前での整備案が反故になった場合についてのご質問にお答えをいたします。

私は地域医療を守る医師の活動団体である医師会との協力関係は大変重要であると考えております。また、医師会の先生方と我々とは、野洲市の地域医療を進め、市民の健康を守るという点で、大きな方向は常に同じであると考えておりますことから、整備場所がどこであっても、その視点を踏まえた計画であれば、良好な協力関係は築いていくことができるものと考えております。

また、議員の申される市民の命と健康を守ることを放棄していることは決してございませんし、医師会との良好な信頼関係のもと、地域医療を確保し、市民の皆様が、安心して暮らしていける病院整備が必要と考えております。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） それは市長が勝手に思っておられることであって、医師会の先生方と、2月19日、懇談会を持ちました。市長が思っておられるようなことは、到底、今の話は違います。今度、野洲病院の耐震の予算が見ておられますが、I s 値0.6以上なければもたないという結果が、旧野洲御上会の耐震の診断では、0.338ですか。そうしたI s 値が出ているにもかかわらず、今この場において、熟考、熟考と。長引けば長引くほど、現野洲病院は劣化していきます。そうした中で、今現在、医療に従事していらっしゃる方々、そしてまた、そこに入院しておられる患者さん、そうした方の命と健康をどのようにして守っていくか。そういうことを基本的に考えて、行政のトップとして、どのようにお考えなんですか。I s 値も含めて。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 旧御上会野洲病院の時代に出されたI s 値0.338でしたか。非常に低い、確かあれ、3階部分だったと記憶しているんですけども、その部分がどういう状態になっているかということも踏まえて非常に危惧はいたしております。医療従事者、また入院していただいている方々に対しましても、早急に整備をしていかなければならないという認識でございます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） そういう認識に立っておられるならば、やはり一日も早い新病院の建設を考えたらどうなんですか。そして、これは素人目に見ても分かるんですよ。野

洲病院の東館、あそこは昭和５５年ですね。昭和５６年から新耐震基準法が制定されているわけです。新耐震基準法が制定される１年前にできているんです。そうしたときに、新耐震基準法に対する情報が既に設計業者のほうに入っていると思うんですよ。そうしたことを無視してあの建物が建っているわけですね。素人目に見たかて、東館、南側に外柱が１つありません。耐震補強できるわけがありません。野洲の小学校の南館を見ても、外柱ですから、ブレスできちっとした耐震補強ができております。この市役所でも、外柱がないから、中でブレスが組まれております。病院の場合は、それが不可能なんです。手術室があり、いろんな機器がある、入院患者がおられる。そうしたことについて耐震なんてできるわけないです。そうしたことについて、どうお考えなんですか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 耐震診断を結果によってでの話だと思うんですけども、確かに、外柱が少ない中でブロック工法等々がしにくいということのご意見でございますが、私、建築の専門家でもございませんので、それができるかできない、技術的にできるのかできないかということはお答えは控えさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○１３番（鈴木市朗君） では、次の質問に入ります。令和４年度病院事業会計予算を見ると、現野洲病院の外来、入院実績は、病床数１９９床で、年間入院患者４万７，３００人、外来患者数５万８，５００人、合計１０万８，５００人。２月７日の病院整備事業特別委員会資料にある一般病棟７６床、地域包括ケア病棟４８床、回復期リハビリテーション病棟４１床、合計１６５床。資料に示された上段の実績患者数は、今現在計画中のＢブロックでの新病院で吸収されると見込まれると同時に、運営面でも、望みの実績が上げられると推量しますが、考えをお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） Ｂブロックの計画の運営についてのご質問にお答えいたします。

あくまでも予算ではございますが、見込みの入院患者数であれば、先般２月７日の野洲市民病院整備特別委員会にお示しした想定ベッド数で吸収できる数量であると思います。また、特別委員会でお示しした収支計画案では、将来の見通しを立てた条件設定を行い、開院３０年後の令和３７年度までの収支シミュレーションを行っており、新病院開院後４年目までは経常収支が赤字となりますが、開院５年目の令和１２年度で黒字化する見込みでございます。また、資金余剰は、新病院開院前後は単年度赤字となりますが、累積資金余

剰が不足することにはならず、資金ショートすることなく、堅調な経営が実施可能と見込んでいる計画でございます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） 今、収支のほうを説明いただきました。5年目で黒字になるということで、私もこの収支を見て心強く思っておるところです。

このように、収支は合う、そして、今この私が上段に申し上げました外来入院患者の吸収、そうしたことが全て伴って、うまく伴っていくということでございますが、やはりそうしたことを踏まえると、やはりBブロックで165床の病院を建設するのが最適であろうかと思われませんが、再度お考えをお聞きいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） この計画におきましては、本当に黒字、5年目で黒字という計画、シミュレーションが出されており、本当にBブロックで進めていっても、こういう形の数字になるということの認識はいたしておりますが、それだけで熟考をしているわけではないということでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） 駅前Bブロックという地理的条件といえ、本当に立地的に、近江八幡あるいは守山市からの患者さんが多く来ていただいております。2月19日の医師会の懇談会におきましても、守山の先生方が、この市立病院があるのは、もうこの湖南では野洲病院だけですと。私たち開業医、第1次医療は、やはり野洲病院にどんどん患者さんをお送りしていきたいんやということを強くおっしゃっているんですよ。こうした地理的好条件のところを、どうして熟慮される余裕があるんですか。やはり5年目から黒字になるというのは、運営面で非常にプラスになっているということを私、申し添えておきます。それをよう考えてください。時間がないので、もう次に入ります。議長、次に入ります。

国交省立地適正化計画に伴う社会資本整備交付金10億5,000万円、また、総務省病院債はいかが取り計らうのか、お尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 社会資本整備交付金及び病院事業債の取扱いについてのご質問にお答えいたします。

橋議員の一般質問などでお答えいたしましたとおり、借り入れた病院事業債の約11億

7, 400万円と既に交付金として受け入れた約1億5, 400万円については、仮に、郊外に、仮にでございます。郊外に、整備場所を示した場合、起債の適債性を失い、交付の目的を果たさないことから、起債の一括償還と交付金の返還が発生すると考えられます。なお、その起債の一部償還や交付金の返還の手続は熟考中ですので、お答えはできません。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） 国交省の10億5, 000万、また平成30年3月29日に、病院債の借入れですね。この件に関しまして、リリースは土地だけで、病院債は0.01です。そして、実施設計、これは9, 160万を見えています。この利率は何と0.001です。このような政府からの交付金、トータルで22億1, 000万となります。このようなものを一括償還していけば、この市の財政でもつのかもたないのか。それと、次に入る、同じように入ると思いますが、Bブロックで病院を建設した場合、交付税として、国から毎年3億入りますね。これ、3億入れば、10年したら30億ですよ。20年したら60億。この交付金、社資交と病院債と合計すると、ほとんど病院の建築費がただになるような計算になるんですよ。だから、政府の国のそうした提案をやはり受け入れて病院を建設するというのを、やっぱりこれは重点的に、市単費ではできないんですよ、こんだけの規模の病院は。やはり国の施策にうまくのっとって、やはり進めていくのは、行政のトップですよ。今、行財政改革をやっている、そんなどころじゃないんですよ。10年したら30億、20年したら60億。これ、自動的にもらえるんですよ。今、市が受けている国からの交付金、25%以上ですね。だからそこにまたプラス、オン、3億というのが入ってくるんですよ。だから、国のそういう支援がなければ、自治体というのはもちません。そういうことをよく頭の中に入れて、あなたも企業の経営者でしょう。頭の中に入れてください。答えます。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） ありがとうございます。当然、想定しております。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） 想定しているならば、速やかに計画を実行してください。

では、次に、入ります。時間がありませんので。最後に、病院事業に関する新年度予算の提案がないが、今後追加されていくのか、市長に問います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 8番目の病院整備に関する追加提案についてのご質問にお答えい

たします。

現在熟考中でありますので、詳細をお答えすることはできませんが、今後、熟考の上、適切な病院整備の方針を表明した後に、予算の提案を至急行い、早期開院に向けた病院整備事業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） 今議会、熟考、熟考というその言葉を、もう耳にたこができるほど聞きました。ですから、速やかに、管理者として、決断を1秒でも早くしてください。

以上です。

そして、今申し上げてまいりましたように、病院整備は最優先されなければなりません。市民の命と健康を守る施策提案は市長の責務、駐車場の問題も、駐車場の確保も考慮した駅前での病院整備を目指し、皆さんとともに進めようじゃありませんか。よろしく願いいたします。

次に、入ります。子どもの貧困について、お尋ねいたします。

今日、朝から、実は急いで、教育基本法を上げてきました。これは、日本国憲法が昭和55年5月に施行されております。そのときと同時に、教育基本法が制定されております。教育基本法の第3条、全て国民は等しくその能力に応ずる教育を受ける機会を与えなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位または門地によって教育上差別されないという教育基本法でうたわれております。また、昭和26年の児童憲章では、全ての児童は家庭で正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これに代わる環境が与えられる。そして6番目には、全ての児童は、就学の道を確保され、また、十分に整った教育の施設を用意せられるということが、この教育基本法と児童憲章でうたわれております。

そうしたことを踏まえて、質問いたします。時間がないので、よろしくお願いします。貧困者一人親世帯の調査をされているか。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 改めまして、議員の皆さん、おはようございます。

それでは、鈴木議員の子どもの貧困についての1点目、貧困者一人親世帯の調査をされているかというご質問にお答えさせていただきます。

ひとり親世帯の調査といたしましては、国による「全国ひとり親世帯等調査」が5年に1回あり、直近では、令和3年、昨年11月に調査が実施されました。その調査内容につ

きましては、世帯の状況や住居、仕事、子どもの状況、それから福祉関係の公的制度の利用状況、さらには困っていることなどの調査です。また、県のほうでも、平成30年度に、「滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査」を実施されています。

議員ご指摘の新聞報道の元となった内閣府の「子どもの生活状況調査」につきましては、子どもの貧困対策を進めるに当たって、全国の自治体が同様の調査を行い、実態把握や地域の実情に応じた施策が講じられるようにと、全国を対象に試行されたもので、市における調査については、今後、国や県の実施動向を注視してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） 一人親の子どもは生活面、教育面、進学等でどのような影響を受けているか。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、2点目のどのような影響を受けているかについて、お答えをさせていただきます。

先ほど申しました「滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査」や、先ほどの内閣府の調査によりますと、ひとり親、ふたり親にかかわらず、生活困窮世帯では、家計で負担に感じる費用として、教育費や食費の割合が高く、さらに進学についても、大学またはそれ以上を希望する割合が低いことから、学費や通学費、学習塾等の教育費の捻出が困難な状況になっていると見られます。また、子どもにつきましても、家庭での学習時間が短かったり、朝食ですとか、夏休みの間の昼食を毎日食べる割合が低い。さらには相談する相手がいないなど生活面での影響もあるという調査結果になっております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） 一人親世帯の年収の実態はどうなっていますか。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、3点目の年収の状況ということでお答えをさせていただきます。

生活困窮世帯の年収の実態につきましては、統計はございませんけれども、例えば、コロナ禍の影響を受けて収入が減少した世帯に対する新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の収入実態によりますと、支給決定を受けました51世帯の月収、月額平均、

収入平均が8万5,000円というふうになっております。また、ひとり親世帯の年収の実態につきましては、児童扶養手当受給資格者の380人の令和3年度所得階層別の内訳では、所得100万円未満の割合は128人で約3割、それから100万円から200万円未満は151人で約4割、200万から300万円未満は61人で約1.5割、300万円以上は40人で約1割という状況となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） 公的支援制度を一定割合受けていない世帯があるようですが、野洲市の実態はどうなんですか。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、公的支援制度を一定割合受けていない世帯の野洲の実態と、その理由ということで、公的支援制度につきましては、様々な手段で市民の方へ周知をしており、窓口とか電話で相談がありました場合とか、関係機関からの連絡相談があった場合で、公的支援が必要と思われる方には、必要な支援につなげております。支援を受け取らない世帯の実態については把握はできておりませんが、先ほどの内閣府の調査結果に、利用したいが支援制度を知らなかったとか、利用したいが手続が分からなかったり、利用しにくいからといった回答が一定割合ありましたことから、さらなる制度の周知や、制度や手続について案内するパンフレットなど、さらに分かりやすくしていく必要があるというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） 5番目のことも回答していただいたようでございますが、5番目を飛ばして6番目に入ります。

コロナ禍により、園、学校（全休、学年、クラス）が休みになり、子どもを見てくれる人がいない。収入も減になり、困っている方がおられる。その対応策はいかがですか。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、コロナ禍による休校、休園とか、収入が減になって困っておられる方への対応ということでお答えをさせていただきます。

当初のコロナ禍によります長期の休校や休園時には、その影響が大きかったことから、各学校や園での預かりを実施いたしましたけれども、最近では、新型コロナウイルスの特

徴が分かってきたということもございまして、感染の影響範囲を見極め、可能な限り、学級閉鎖や学年閉鎖で対応し、家庭への影響を極力少なくするようにしています。また、一部の園では、休園が長期に及んだ際に、どうしても家庭保育ができないといった方を対象に希望保育のほうも実施させていただきました。

コロナ禍による収入減で困っておられる方には、国の施策といたしまして、昨年5月には、ひとり親家庭やその他の低所得の子育て世帯に、生活支援特別給付金として、児童1人当たり5万円を給付した他、昨年末からは子育て世帯への臨時特別給付金として児童1人当たり10万円の給付を行っているところでございます。また、社会福祉協議会が行っておられる新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で生活資金に困っている方を対象にした特例貸付を案内している他、国が行っておられます新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金や、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金、さらには、小学校や保育園などが休校・休園して、子どもの世話のために保護者が休暇を取得した際に助成が受けられる小学校休業等対応助成金の活用など、困っておられる方の状況に応じた支援策を積極的にご案内しているというところです。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） 内閣府の調査で、ひとり親世帯の半数越えが、生活苦に直面していると回答、3割以上が、過去1年間に必要な食料が買えなかったとした中間層と低所得者間の年収がある準貧困層も課題を抱える状況が明らかになっております。昨年の2月の25日の京都新聞の記事でございますが、食料が買えない経験の方が4割いらっしゃいます。そしてまた進学ですね。大学またはそれ以上に進学したいと思う子どもの割合として、全体では50%、全体で。ところが、貧困世帯になってくると、それが28%まで落ちるんですよ。ですから、そういうような事態を考えると、私が前段に申し上げました教育均等法、教育基本法あるいは児童憲章、これは、日本国政府が出しているものなんです。1自治体でこれを実行せよということは苛酷な話であると思いますが、やはり、憲法に次ぐ基本法あるいは憲章でございしますので、そうしたことを市として、どのように、これから取り計らわれるのか、お尋ねをいたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

市のほうでも、貧困による子どもの就学、学習保障というところにつきましては、非常

に大きな課題かなというふうに考えております。

まず、第1には、そのご家庭の経済的な再建といいますか、そういったことも大事かということで、端的には生活保護などもございますけれども、やすワークと連携して就労支援を行ったりとか、ひとり親家庭でありましたら、児童扶養手当の支給とか、母子家庭等高等職業訓練促進事業など様々な支援策を用いまして、生活の安定ということをまず目指す、その上で、子どもにつきましては、市民生活相談課がやっておりますけれども、学習生活支援事業のヤスクールとか、そういったことで、進学等の学習支援とか居場所の提供を行っております。今後そういった関係機関、市の関係機関、子どもに関連する機関が連携して、重層的支援体制整備の中でそういった支援を充実させていきたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○13番（鈴木市朗君） 市民の命と健康を守る施策と子どもの貧困についてお尋ねをいたしました。それぞれ、私の言っていることと意見が食い違うところも多々あるように思いましたが、やはり市民生活で一番大事なことを今、私は訴えているわけですから、その辺の気持ちを市のトップとして十分にお考えいただきまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。再開を10時15分といたします。

（午前 9時58分 休憩）

（午前10時15分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第12号、第7番、益川教智議員。

○7番（益川教智君） 第7番、新誠会、益川教智です。早速、質問を始めます。

1点目、公益通報者保護制度（内部通報制度）の整備運用について。このたび、公益通報者保護法が改正され、2022年の施行が予定されています。この法律の目的は、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し、事業者及び行政機関が取るべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産、その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図り、もって国民の生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することとされています。この法律は、自動車のリコール隠しや食品偽装など、消費者の安全、安心を損なう企業の不祥事等が、組織内部

からの通報を契機として、相次いで明らかになったことから定められた法律であります、ここでは公益通報の主体として公務員が含まれており、地方自治体においても、内部通報制度として整備運用している例も多数あります。

そこで、お尋ねします。この内部通報制度は、職員等が知り得た行政運営上の違法な行為等に関して、通報した者が不利益な取扱いを受けないように保護する仕組みであり、問題の早期発見、組織の透明化の確保、自浄作用の強化、就業環境の改善等、多くのメリットがあると考えますが、その点についての認識をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 益川議員の公益通報者保護制度（内部通報制度）の整備運用についてのご質問のうち、1点目の内部通報制度についてのご質問にお答えいたします。

公益通報者保護法に基づく公益通報とは、公務員を含む労働者が不正の目的ではなく、勤務先における法律に違反する行為を通報するものであり、通報による解雇の無効及び降格、減給、その他の不利益な取扱いが禁止されているものと認識しております。

このことは、内部監査機能の強化及び組織の自浄作用の向上に寄与するとともに、行政機関の法令遵守の確保につながるものと考えており、また職員等からの通報を積極的に活用したリスク管理等を通じて、適切な行政事務を遂行することにより、市民の信頼確保に資するものと考えております。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） この必要性などについては認識していただいているということで、次の質問に移ります。

本市における内部通報制度の整備運用状況についてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） 2点目のご質問にお答えをいたします。

野洲市におきましては、職員からの通報は、苦情相談に関する規則において運用してまいりましたが、近年社会全体において、公務員の不祥事が後を絶たない状況であり、早期是正により、被害の防止を図ることが必要であると考えております。今般、公益通報者保護法の一部を改正する法律が令和4年6月1日に施行されることを踏まえまして、内部通報に適切に対応するため、必要な体制の整備等を現在調整しているところでございます。人事課において、制度の運用に向けて準備を進めているところとなっております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 再質問いたします。ここ数年で分かる範囲で結構ですので、その公益通報の対象となるような、その相談の件数など、分かれば教えていただけますか。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） 再質問にお答えをいたします。

数年間の実績を調査いたしましたが、公益通報に該当する通報はございませんでした。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 野洲市も、ある程度ちんまりとした自治体でありますので、職員さんの人間関係の中でうまくやってきたというところがあるかと思いますが、制度設計自体がされていない以上、潜在的な相談というものがあつたかもしれませんし、人間関係があるがゆえに相談できないということが、もしかしたらあつたのかもしれません。という点を指摘いたしまして、次の質問に移ります。

この改正によって、労働者300名を超える場合は、受付窓口の設置義務がありますが、これは野洲市はその対象となっていますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） 野洲市のほうもその対象となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） この窓口の設置については、今ほど少しお答えいただきましたけれども、具体的な形でどういう形でということが分かれば、今、検討している範囲内でお答えいただければと思います。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） 再度のご質問にお答えいたします。

現在準備中というところでございますが、法制度、また、今回、改正されるということで、法改正の趣旨を踏まえまして、また、他市の状況も確認した上で、職員から寄せられる公益通報に適正に対応できるよう、通報者に関する秘密保持、また、個人情報の保護に留意した上で、総合受付の窓口のあり方を今後検討していきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君）　ありがとうございます。窓口を確かに設けても、そこで公益通報というものが適切に取り扱わなければ意味がないと思っておりますので、その点に関して、2013年の消費者庁の調査によると、この内部通報制度に関する実態調査というものをしまして、法令違反等を認識した場合に、その事業者内部に通報しない、内部には通報しない理由として、解雇や不利益な取扱いを受けるおそれがあるという理由が43.3%、半数近くに上っているという実情があります。その点について、東京大学の宇賀教授、この先生は公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会という長い名前の検討会があるんですが、その座長で、行政法をやっている人間では知らない方はいないというぐらいの先生で、別にこの先生が言っているから正しいというわけではないんですが、この先生が、国際文化研修というジャーナルの中で、法律で不利益取扱いの禁止が定められているにもかかわらず、実際には公益通報が原因で解雇されたり、陰に陽に不利益な取扱いを受けて辞職に追い込まれることが決してまれとは言えない現状に鑑みると、公益通報を行うおうとしているものが、報復措置を懸念することは当然であると言及して、内部通報者の保護の必要性和、そのために通報者の匿名性の保護が重要であると述べています。そしてその匿名性の確保に最も有効なのは、信頼できる外部の通報窓口の活用だとしています。外部の専門家による独立した相談窓口の存在は、先ほど確認したメリットや、市のコンプライアンスの確立のみならず、職員が何かあったときにここに相談できると、安心して業務に励むことができるようになり、市長の標榜する笑顔あふれるまちづくりに大いに資するものだと思われ、ぜひ設置いただきたいと思います。この点について市長の考えをお伺いします。

○議長（荒川泰宏君）　市長。

○市長（栢木　進君）　今、お話をお聞きいたしまして、そういう窓口をつくることに関しまして、検討させていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　益川議員。

○7番（益川教智君）　ぜひよろしくお願いいたします。

では次の質問、行財政改革についてに移ります。市の財政状況がひっ迫しているということで、行財政改革として、歳出減・歳入増に向けた様々な取り組みが進められていますが、その中には、市民に大きな影響を及ぼすと考えられるものもあります。そこで市の行財政改革についての考え方をお伺いします。

まず、行財政改革における市の方針を確認させていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 益川議員の行財政改革についてのご質問の中の１点目、行財政改革における市の方針はということに対して、ご回答申し上げます。

行財政改革推進プランでは、これまで手付かずとなっていた本市の行財政運営上の課題を解決することで、将来にわたって持続可能な行財政運営と、市民のニーズに応えられる市政の実現を目指しております。目標として、財政調整基金を取り崩さない財政運営と、将来の公共施設更新に備えた着実な基金の積立てを目指してまいります。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○７番（益川教智君） 歳出歳入のバランスの是正ということで私も理解しておりますが、この行財政改革自体を否定するものではなく、その進め方に異論がありますので、次の質問に移ります。

今回の行財政改革の中では、人件費の削減や業務の効率化といった市の内部的な取り組みと、市民サービスに直結する使用料・手数料などの見直しが同時並行的に行われていきます。本来であれば、段階を踏み、まず、市の内部的な取り組みを行い、その上で、不足分として、市民に負担を求めるべきではないかと思いますが、この点についての見解をお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） まず、市の内部的な取り組みを行うべきとのご質問にお答えいたします。

行財政改革の必要性は、市役所内部だけにあるものではなく、また、内部的な取り組みをもって将来にわたって持続可能な行財政運営を実現することは困難であると考えております。そこで、今回の改革では、これに加えて、具体的な目標を設定した上で、先ほど申し上げました本市の行財政運営上の課題に正面から取り組むこととしたところでございます。職員はもちろん、議員や市民の皆様にも野洲市の厳しい財政状況をご理解いただき、課題を共有して、共に取り組むことが必要であると考えております。したがって、市内部の改革と市全体の取り組みの両輪を走らせることによって、改革を推し進めることが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 今回の行財政改革によって、市民の意識の変革も求めていくということで、同時並行的に進めていくということですが、次に移ります。

行財政改革の中で、ふるさと納税による効果額の見込みをお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、益川議員からの行財政改革におけるふるさと納税の効果額についてのご質問にお答えさせていただきます。

ふるさと納税の効果額につきましては、令和3年度においては、返礼品を要しない寄附額を除き、2月末で5億5,688万2,000円の寄附を頂いており、最終的には6億円程度を見込んでいます。このうち、半分は経費であることから、その残額を想定しております。令和4年度においては、令和3年度の実績を踏まえ、7億円を想定しており、同じく効果額はその半分と見込んでおります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 再質問いたします。行財政改革プランの中でのふるさと納税の効果額の見込みを教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまのご質問のプランの中での見込額ということでございますけれども、隔年、2億5,000万と見込んでおります。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） ありがとうございます。

予算上では3億5,000万の歳入、ざっくりと手数料などを差し引いて。行政改革プランの中では2億5,000万ということで、およそ1億円の上振れが出ているということを確認しまして、次に移ります。

今回の使用料・手数料の改正がありますけれども、それによる効果額の見込みについてお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまのご質問の使用料・手数料の改正による効果額の見込みにつきましては、使用料の改正で年間1,000万円、手数料の改定で約1,200万円の効果を見込んでいるところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） ありがとうございます。

令和4年度では700万円、それ以降は今おっしゃっていただいたような数字となっていて、令和8年度までは計9,700万円を見込んでいるということになっています。これは先ほど確認しました来年度のふるさと納税の上振れ分で十分賄える数字となっています。行財政改革プランの中に、手数料の改正や、今回のふるさと納税の効果額なども含まれております。

そこで改めてお尋ねいたします。行財政改革の進め方として、まず、内部的な取り組みから進め、市民サービスに直結するような点については、一旦ここで市民の意見を聞いた上で、手続的に、皆さんの意見を今回聞けていないというところもありますし、その意見を踏まえた上で進めるべきだと思いますが、この点について市長のお考えをお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 行財政改革自体の説明会は予定をいたしておりますが、使用料・手数料につきましては、意見というよりも市民の皆さんにご報告させていただくという形で出させていただくということになっております。というのが、令和元年から始めて進めてきているという経緯もございます。手数料・使用料につきましては、値上げばかりではなく、均等、見た上で減額するという部分もございますので、そういう認識でおります。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 今の答弁は恐らく、先日も言われたように、行財政改革プランでも入っていますが、そのアクションプランの中で進めていくということで考えておられるのだと思いますが、やはり今回、市長が始められたふるさと納税によって、これだけ一定ゆとりが出たのであるならば、同じ行財政改革の中で、市民負担が増えるようなものに関しては、一旦見直しであったり、次年度に持ち越しであったりという考えがあってもいいということを指摘して、次に進みます。

令和4年度施政方針及び教育方針についてお尋ねいたします。令和4年度の野洲市施政方針及び教育方針について示されたところ、施政方針については、当初予算との整合性など、教育方針については、記述について尋ねるべき点があったのでお尋ねいたします。

問1、施政方針の中で、市民病院整備事業については見直しを進めました。A、Cブロックでの複合商業施設整備事業については、「取り掛かりました」との記述があるが、これは

現状を正確に表していないのではないかと思います、この点についてお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 令和４年度施政方針及び教育方針案についての中の１点目、施政方針の記述が現状を正確に表していないのではないかとというご質問にお答えいたします。

施政方針の記述について現状を正確に表していないとのごことでございますが、令和３年度に取り組んだ主な実績の中で、「市民病院整備については、野洲市民病院整備基本構想・基本計画の見直しを進めました。」「野洲駅南口でのにぎわいの創出と税収の確保については、民間の力を活用した複合商業施設の整備を行うため、検討に取り掛かりました」と申し上げております。「病院整備基本構想・基本計画の見直しを進めた」、「複合商業施設の整備検討に取り掛かった」と、令和３年度に取り組んだ実績を記述したものでございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○７番（益川教智君） 今取りかかっている事業が継続して行われるのであれば、この表記でも構わないと思います。もし熟考の後に、大きく方針転換するようであれば、ここは「凍結した」と表記すべきであって、あえてこの表記にしているということは、「進めました」、「取り掛かりました」ということは、前提条件として、今までの方針を転換することはない、事業を継続していくという考えでよろしいですね。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） あくまでも、令和３年度について、「進めた」、「取り掛かった」ということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。

（午前１０時３７分 休憩）

（午前１０時３７分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。市長。

○市長（栢木 進君） あくまでも見直しを「進めた」、「取り掛かった」ということでございまして、これが、継続性があるかないかは、まだ、今、何度も申し上げますけど、熟考中でございますので、継続性があるかないかにつく問題ではなく、令和３年度でしたことを記述させていただいているということでございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○７番（益川教智君） 堂々巡りになりますので、次に行きます。

まちづくりの考え方として、この「主役である市民の知恵と力を土台に」とありますが、今回の行財政改革の中では、市民の知恵と力そのものである市民活動が制限されるような、そういう条例改正案が示されているように思います。この点についての整合性をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 今回の行財政改革では市民活動を制限されるような条例改正案が示されているが、施政方針との整合性はとのご質問にお答えいたします。

今回の使用料と手数料の改正については、あくまでこれまで安価に据え置いてきた料金を受益者負担の原則に基づき、他自治体との均衡を図りつつ、適正な負担に見直すものでございます。ご質問の私の考えるまちづくりは、施政方針で述べたとおり、笑顔あふれるまちづくりを基本理念として、市民の皆さんの知恵と力を土台に、その思いを共に形にしていくことだと考えております。したがって、使用料の見直しだけを捉えて、市民活動が制限されることのご指摘はいかなものかと考えております。

なお本市が将来にわたって持続可能な市民活動の支援を行っていくには、健全な行財政運営の確立が不可欠であり、そのために、利用者に適正な負担を求めることとは整合が図られていると考えております。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） では仮に、市民活動が制限されるようなことが起こったのであれば、それに対して、他の形での支援などは今後考えていかれる予定はあるのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） この使用料・手数料につきまして、市民活動等々、現在今まで、活動しておられる団体については、まだこれから整備していくとは思いますが、減免とか、何%減免とかということも、当然、今もやっておりますし、今後も続けていくということでございますので、全ての方に負担というよりも、公共性の高いというか、市民活動の中の判断で市が一定のルールを決めた上で、減免対象というのをしております。あくまでも受益者負担ということで、そこを利用される方の利益というんですか、それに対してのご負担をお願いするということでございますので、全ての市民活動にも及ぶということではございません。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 少しちょっと回答がずれていると思うんですが。

では、こういう聞き方をします。行財政改革で、条例改正とかだけじゃなくて、行財政改革で、市民の活動が制限されるような事態がもし明らかになった場合、それに対する支援というのは考えられますか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 申されておられることはよく分かるんですけども、今後、そういう市民活動に影響が出るようなことが起これば、支援をするのかというご質問だと思うんですけども、まだ仮定の段階ですので、今それをすぐさま支援していきますということは、ちょっと申し上げられない部分がございます。どういう活動が、市民活動が、どのように弊害が出るのかということが出た時点で、検討したいなというふうに思います。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 検討しないことはないということで理解しました。

次に移ります。これからの病院整備事業の考え方として、「現在、早期に新病院整備事業に着工できるよう、野洲市の将来に禍根を残さない最も賢明な判断を行い、市民の安心につながる医療の確立をめざして、今後の方向性について熟考しているところです」とあります。早期にと、熟考という点において、明らかに論理矛盾な表現となっておりますが、この点について認識をお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 早期にと熟考という点において、論理矛盾ではないかとのご質問にお答えいたします。

早期の病院整備については、市長就任以来、一貫して申し上げていたものであり、その思いは何ら変わりはありません。一方、熟考に当たって、今後30年、50年という長いスパンでのまちづくりを見据えた上で、将来に禍根を残さない最善な判断を行うための必要な時間であると考えております。ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） この理由になっている、将来に禍根を残さない最も賢明な判断、将来に禍根を残さないというのは、持続可能な運営というところもあると思うんですけど、もともとの出発点、病院整備に当たっての出発点であるべきだと思うんですが、それは考えてなかったということよろしいですね。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 考えてないことはないんですけども、常にそういうことを考えた

上で、現時点で最善な判断を行うために、熟考しているということでございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 先ほど鈴木議員の質問の中で、誰と熟考しているのかということについて、お答えがなかったかのように思うんですが、意思形成過程であるので、熟考、お答えできないということでありましたけれども、昨日の答弁の中で副市長は聞いていない、政策監も聞いていない。じゃ、誰と相談されているのか。これは議会において明らかにされるべき事項でありますので、お答えをお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） これも先日のご質問でお答えいたしましたとおり、誰とではなく、いろんな方からの情報を収集して熟考していることでございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 例えばでもいいですけど、こういう専門家であったりとか、Bブロック、Bブロックと中の人たちがみんな言うからと言うのであれば、その論理で言うと、Aブロックもしくは郊外もしくは現地、そういう方々と相談しているかと思うんですが、その点についてお答えをお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 先日も申し上げましたのですけども、Aブロックが、Bブロックが、郊外とかいう、そういう偏った形での情報収集は取っておりません。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） これは明らかにしていただく必要が議会としてあると思うんですが、これ、議長にお伺いしますが、この態度でよろしいですか。

○議長（荒川泰宏君） 私に通告はありません。益川議員。

○7番（益川教智君） では、その熟考に関して昨日の答弁を含めて、再質問いたします。その熟考の結果として、どこか郊外等に移るようであったとしても、今回の基本構想・基本計画については、全て無駄になるわけではないということをおっしゃっていましたが、このBブロックの予算の執行に当たっては、基本構想・基本計画の予算の執行に当たっては、前提として、Bブロックで病院整備事業を進めていくという方針のもとに執行された予算です。それが無駄ではない、他のところでも使えるから無駄ではないとおっしゃいますが、そもそもその理論が、私は分かりませんというか、間違っていると思うんですけれ

ども、仮にそれが成立するのであれば、栢木市長が就任早々に、佐藤総合計画の設計業務を止められましたが、あれを最後まで完成させていたのであれば、何らかの形で市に、この前おっしゃったような形で、財産として残ったはずですが、それを止めたということは、有形無形の財産を、自らそれを失うということを認識した上で、止めたということでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 益川議員は大きく間違っておられるところがあると思うんですけども、私が今回の基本構想・基本計画案については、基本構想・基本計画であるがゆえに、今後も利用できる、参考にできるということを申し上げております。以前に私が止めた部分は基本設計でございます。基本設計・実施設計というのは、そこにというものですので、それが場所が変わると、それがそのまま生かされるということはないという意味でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） それを言うたら、この基本構想・基本計画も、あそこでやるという前提のもとにつくられているでしょう。そこが前提でつくられているんですから、同じ理屈ですよ。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） いや、基本構想の中身を読んでもらえば分かると思うんですけども、基本構想については、Bブロックであろうが、Aブロックであろうが、どこであろうが、基本的な基本構想というのは構想ですので、一応、それは。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員、発言中は話さないでください。

○7番（益川教智君） 失礼しました。

○市長（栢木 進君） それは十分活用できるというふうに認識いたしております。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 郊外においても、それは成り立つ理屈ですか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） Bブロックに関してのところは当然、記述については参考にできませんが、基本構想の中身については、十分活用できるというふうに思っております。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 次に移ります。熟考について、ごめんなさい、再質問いたします。

熟考の大きな理由となっている、その要望書を提出した創政会は、代表質問において、駅前の利活用の方策としてSDGsタウン、スマートシティー、リモート集積など、具体的なコンセプトとして進めるべきと提案されています。これ、全部横文字なので、私の理解で日本語に直しますと、SDGsタウンというのは、持続可能なまちづくりで、スマートシティーは、デジタル化による市民の利便性の向上という趣旨であると理解しています。これらはまちづくりの考えとしては、非常に考慮すべき大事な考え方とは思いますが、しかし、そもそも駅前に関しては、栢木市長はずっとあそこは税金を生み出す場所だという趣旨で発言しておられました。これらの提案が税金に直結するものとは思えませんが、その点について認識をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 要望されておられることに関してはお聞きはしておりますが、全て要望どおりにということもなかなか難しい部分がございますので、駅前の整備に関しては、税金が図れる、にぎわいが創出できるものというふうに私は思っております。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。

（午前10時52分 休憩）

（午前10時52分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。益川議員。

○7番（益川教智君） この案に関しては、では、もうお答えがないようなので結構ですが、何よりも、この提案で問題だと思っているのが、今まさに市民の命を守る病院をそこで建てようとしているその場所で、特に具体的な対案、過去に検討されて否定されたもの、現地の建て替えであったり、郊外であったり、否定されたものだけを出してきて、具体的な案を何も出さない、その状況で、駅前A、B、Cブロックを全て売却しろなどという考えが出てくるのが、私は到底理解できない。

今議会において、今回ウクライナに対するロシアの侵略で私たち、全会一致で決議しましたが、あれはウクライナの人たち、ロシアの兵士の人たちが失われている命について、私たちは全員、思いをもって可決したはずです。であるならば、なぜ同じだけの真摯さを持って、この問題と直面できないのか、本当に残念でならない。

そこで市長にお尋ねします。この野洲市においては、様々な課題がありますが、市民の命以上に優先して考えることはないと思います。そのことについての認識をお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 当然の話です。当然、市民の安心、安全、命を守るのが、市の行政の仕事です。しかし、やはり将来負担ということも市長になったら考えていかなあかんのですよ。いくらでも財源があって、財政が豊かで、何でもできるような町やったら、好きにしたらいいんです。ちょっと好きにしたというのは過言で、ちょっと失言ですけども。

だから、私も一生懸命必死になって、皆さんと一緒に市民生活の安定、財政運営の安定、市民の健康と命を守ることを十分に考えた上で、今、熟考しているということを、何回も申し上げておるんです。

だから考えさせてください。当然。今の失笑は何ですか、それ。失礼じゃないですか。

○議長（荒川泰宏君） 発言中です。

○市長（栢木 進君） だから一緒にやりましょうよ。今熟考しているわけですから。皆さんに熟考ができたなら、皆さんに当然ご相談もします。みんながよかったと言えるようなものを提案させていただきたい。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 幸いなことに、ここに将来、30年については、どうなるかは見えていますが、この点についてどうですか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 見てのとおりでございます。感想は控えさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 少なくとも、市長も、市民の命について深く思いをはせていただいているということが認識できました。であるならば、速やかな熟考、速やかに熟考を解いていただき、市政の停滞、これ以上の停滞を招かないようにお願いいたします。

次、教育方針の中で、令和3年度の振り返りとして教職員の資質向上の項目におきまして、「子どもたちに深く考えさせたり、考えたことを的確に表現させたりする技量も求められている」との記述がありました。「させる」という言葉は、この使役動詞であり、教師と生徒の関係性として、この表現はふさわしくないと考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 益川議員の教育方針についてのご質問の、「させる」の表現についてお答えをいたします。

文部科学省が定める学習指導要領の中に、「知識及び技能を習得させる」などの表現がい

くつか入っておりますので、基本的には問題はないものというふうに捉えております。ただ議員お話しのように違和感を感じられる方もおられると思います。その意味では、子どもたちが深く考えられるような授業展開が求められるとか、そういうふうな表現が望ましかないというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） ありがとうございます。

ここでは文言が問題であるということを行っているんですが、どちらかというとな面的なというか、先生方の意識の問題で、させるのではなく、子どもたちの自主的な学び、そういうものを促すことが大事だという問題意識から、ここはお尋ねさせていただきましたので、ここは共有できていると思いますので、また、よろしくお願いします。

次に移ります。野洲駅南口周辺整備について。野洲駅南口周辺の整備については、平成27年3月に策定されました、この野洲駅南口周辺整備構想に基づいて進められています。構想の中では整備スケジュールについて、野洲駅南口の整備については、財政見通しを踏まえ、施設の整備が短期間に集中しないようにするなどの調整をする必要があり、また、特に中・後期においてはその時点における社会状況等に応じて、柔軟に対応していく必要があることから、前期、中後期に分けられた上で進めることになっています。現在前期分としてA、B、Cブロックの整備計画が進められていたところ、栢木市長の突然の理由なき熟考によって凍結された状態となっています。

そこでお尋ねいたします。本構想の中には、駅前での病院建設が組み込まれており、市長交代まではAブロック、市長交代後はBブロックでの整備計画が進められてきました。仮に郊外または売却となると、この構想との整合性はどうなるでしょうか、お伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） それでは、益川議員の野洲駅南口周辺整備についての質問の1問目の、病院が郊外または売却となると、整備構想との整合性については、お答えします。

益川議員がおっしゃるように、病院の整備地が郊外となった場合、駅前での病院整備を前提とした野洲駅南口周辺整備構想は白紙に戻し、駅前整備についての新たな基本的な方針を示す必要があると考えております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 再質問いたします。今回のこの整備構想、今ある整備構想はどれぐらいの期間で定められたものなのか、お尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 先ほど質問を修正します。整合性を取ろうとすると、構想そのものの見直しの必要が出てくると今お答えいただきました。現在の構想は、平成22年に、アサヒビールからの土地買取りの打診を受けて、公開内部検討会議や市民懇談会を経て、市へ所有権が移転し、その後、平成24年7月から野洲駅南口周辺整備構想検討委員会が立ち上げられて、大学との共同研究を経て策定されたものだとは認識しています。今おっしゃられたように、構想自体の大幅な見直し、また、上位計画、関連計画との整合性などを考えると、同じぐらいの期間がかかると思うんですが、この点についての認識をお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 現在ある構想と同様の内容になりますと、それを踏み込んできた期間、そういうものが必要になってこようかと思います。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） この南口周辺の整備構想の中の1つの大きな事業として、病院整備について進められてきました。現在事業が凍結されていますが、本来であれば、来年度はどのような作業を進める予定だったのか、お尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君） 馬野政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） 益川議員の2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

来年度予定していた作業については、1点目として、デザインビルドとして発注するための要求水準書の作成、次に、2点目といたしまして、駅前Bブロックでの土質調査資料が不足することから、その土質調査、最後、3点目に、デザインビルドの発注の事務、以上3点を予定しておりました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 確認ですが、その事業を進めるに当たって、その内容で予算要求をされたということよろしいでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 馬野政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） 益川議員の再質問にお答えをさせます。

おっしゃるとおり、その内容で予算要求をさせていただきました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 今どのような作業を進める予定だったのかについてお伺いしましたが、病院整備課は、病院整備のための課と思うんですけれども、今それが止まっている状況で、どのような業務を今されているのか、お伝えいただけたらと思います。

○議長（荒川泰宏君） 馬野政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） 益川議員の再々質問にお答えさせていただきます。

ちょっと昨日も一部お答えをさせていただきましたけども、市長が熟考されて以来、特段指示とか協議についてはございません。一旦、指示については、この予算を残で何か執行できないかという提案はありましたけども、それについてはお答えをさせていただいたというところで、今現在、訴訟を抱えておりますので、その事務は進めておりますけども、他に何か特に検討するとかいった事務は進めておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 平たく言うと、担当課としての今仕事がほとんどあまりないということで、ここまでは、ただ、いろいろな特別委員会などの開催に当たって、いろいろな業務をしてきていただいたと思いますし、資料の準備もしてきていただいたんだと思います。昨日、市長答弁の中で、1月14日の臨時全員協議会では、市民に示す内容の資料が準備できなかったということをお話しされておられたはずですが、あれはもともと特別委員会が開催される予定だったものが、臨時の全員協議会ということになったと認識しています。特別委員会に関しては、毎回毎回、そこで必要な資料というものを準備していただいておりますが、ここだけ、このときだけ、それができなかったとは到底思えないんですけど、ここで、資料は用意されていたのか、担当課へお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 馬野政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） 益川議員の再質問にお答えさせていただきます。

当然のことですけども、資料については準備をさせていただきました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） ありがとうございます。

臨時協議会の全員協議会の会議録の中でも、この臨時の全員協議会に関しては、市長自身があくまでも私の政治判断によるところで、臨時の全員協議会になったということをおっしゃっておられます。この点について、昨日の答弁では誤ったことを言っておられるので、もし必要であれば修正、訂正など求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午前11時06分 休憩）

（午前11時06分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。市長。

○市長（栢木 進君） 私、今まで、1月14日の臨時全員協議会についても、臨時全員協議会をお願いしますと申し上げたことはございません。特別委員会をしていただけるものというふうに、執行部としては判断しておりました。ただ、議員がおっしゃったように、準備ができていなかったということは、私、申し上げておりません。資料は出せないということは申し上げましたけども、できていないということは申し上げておりません。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） では、資料はできていたが、市長の政治的判断で。失礼。市長の判断で出されなかったということよろしいですね。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） そのとおりです。私の判断で出さないと。出せないじゃなくして出さないという判断をさせていただきました。準備ができていないということもございません。準備は担当課がしておりました。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） ありがとうございます。

担当課の皆さんとしては、しっかりと自分の仕事、しかも、担当課としては、市長の指示に従って、今まで早期の病院整備方針のもと、市民に示したスケジュールに間に合うように、粛々と業務を定められてきたところ、今、市長の独断の熟考によって、病院整備が停滞しているということを確認しまして、次の質問に移ります。

Bブロックでの病院整備事業と並行して、A、Cブロックにおいて、駅前の税収増を目

指した取り組みが進めてされました。前回の定例会においては、債務負担行為補正として、野洲駅南口複合商業整備事業支援業務について、令和３年度から４年度にかけて、１，５００万円を限度として、議会で可決されました。その執行状況を改めて確認いたします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） それでは、３点目の債務負担行為の執行状況についてお答えします。

市長が病院整備事業の熟考を表明した時点で、複合商業施設整備事業の執行も保留となり、支援業者の公募や審査の期間を考慮いたしますと、今年度内の支援業務委託の契約締結の見込みはございません。したがって、お認めいただいた１，５００万円の債務負担行為につきましては、設定した年度の経過により効力を失いますので、事業を再開する際は、改めて予算を提案することとなります。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○７番（益川教智君） 理由については、今、市長の熟考によってということでありますけれども、この債務負担行為の補正については、議会でも大きく意見が分かれたところであり、修正案まで提出されました。不本意ながら、私としては、不本意ながら１，５００万円について可決されましたが、このとき必要だからということで提案をされていながら、可決されたその予算について執行しないということは、あまりにも議会軽視の態度であると思うんですが、その点についての認識をお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまのご質問でございますが、先ほど答弁いたしました、その状況が、病院の整備についての熟考された中で、Ａ、Ｃの土地を前提といたしまして、債務負担行為により事業を進めていくという考え方を持っておった部分がございますので、そこが変わるような要素がある中で、それを先行してやることはできないということから保留していることでございますので、お認めいただいたものを執行することができないということではございますけれども、議会のほうを軽視しているとかそういうことはございませんので、こういうような状況になったことは誠に申し訳ないんですが、いわゆるイレギュラーの部分で、熟考されたことにより、そのことで、こちらのほうの事業のほうも保留しているという、影響された部分がございますので、ある一定やむを得ないものと考えております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） ここでもまた、市長が訴えてこられたA、Bブロックでの税収増のため職員が業務を進めてきたところ、市長の独断の熟考によって業務が止まっている、事業が止まっているということを確認しまして、次に移ります。

A、B、Cブロック以外の部分、つまり中後期に整備が予定された区域について、事業凍結前は来年度、どのような取り組みを進める予定となっていたか、お答えをお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） それでは、4点目の中後期に整備予定であった区域の事業凍結前の令和4年度の予定についてでお答えします。

中後期の整備予定につきましては、Dブロックでは文化スポーツ施設、Eブロックでは、交流施設等について整備していく計画でございました。まず、施設の現状や財政上等の課題を整理していく予定をしておりました。また、今後の検討につきまして、様々な関係者に参加をいただき、「野洲市野洲駅南口周辺整備構想検討委員会」を新規に設置するため、条例改正を予定していたところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 12月27日の部長会議の要録の中で、今おっしゃったその検討委員会の設置に係る条例改正が予定されていたはずですが、今、上がってきていません。なぜでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまのご質問でございますが、先ほど来、お答えさせていただいている中でも話しておりますけれども、いわゆる駅前の構想自体の中の病院整備の熟考、それから、Cの商業施設等、その辺が今、止まっている状態である。そのような状況で、次の検討を目的としたその委員会の設置というのは出せないという判断によって、条例のほうを上げていないということでございます。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 今おっしゃっていただいたように、南口全体の整備スケジュールに関しては、前期分のA、B、Cブロックが終わってから、その後、D、Eに取り掛かると

いうことになっています。今回、市長の熟考によって、Aブロック、Bブロック、Cブロック止まっていますが、これがD、Eと駅前南口全体の整備事業が止まっているということになります。これは、駅前南口の発展というのは、市政の発展には不可欠であるものであり、それを今、市長の熟考によって、市政の発展に尽くすべき市長の熟考によって止まっているんだということを認識していただきたいということを指摘した上で、次の質問に移ります。

地域医療連携推進法人について。1月14日に、野洲市民病院整備事業特別委員会に代わって開催された臨時の全員協議会におきまして、市立野洲病院への医師の派遣について、ある議員から、地域医療連携推進法人に参加し、連携すれば全く心配はないとの発言がありました。現在市長の熟考により、病院の整備事業は凍結された状態となっていますが、今後病院が建設されたとしても、そこで診療に当たる医師や看護師など、医療スタッフがいなければ意味がありません。

そこでお尋ねします。地域医療連携推進法人の概要と加入に当たっての一般的なメリットをお尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市木病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（市木不二男君） それでは、益川議員の、地域医療連携推進法人についての1点目、地域医療連携推進法人の概要と加入に当たっての一般的なメリットについてのご質問にお答えいたします。

地域医療連携推進法人につきましては、医療機関相互間の機能分担や業務の連携を推進し、都道府県が定める地域医療構想を達成するための選択肢として、平成29年に制度化されたものでございまして、推進に向けて定めた方針に基づき、病床の再編、医師等の人事交流や研修の実施、医薬品等必要物品や資機材の共同購入等を行われるもので、人材育成や調達経費の低減が見込めることがメリットとして考えられると思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 併せて聞けばよかったんですが、デメリットについてもお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市木病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（市木不二男君） それでは、再質問にお答えします。

デメリット、課題と捉えさせていただきますが、地域医療連携推進法人につきましては、

共同購入を母体とされます中で、公的医療機関が参加した場合に、価格交渉等が、その病院との契約行為の整合性が取れるかどうかということが懸念される面があると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 今、メリット、デメリットをお伺いしましたが、共同購入についてのメリットが野洲市にも、市立野洲病院にも適用されるかどうかはちょっと怪しいというところで、次の質問に移ります。

現在市立野洲病院への医師派遣についての連携状況についてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市木病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（市木不二男君） それでは、2点目の市立野洲病院の医師派遣の連携状況についてお答えいたします。

現在、当院への医師派遣につきましては、主に滋賀医科大学や京都大学などから派遣をいただいております。それ以外にも、滋賀県立総合病院とも連携を個別に結んで、ご協力いただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） では、その点について再質問させていただきます。その医師派遣について今お答えいただきましたけれども、病院整備が今、止まっている中では、ある程度うまくできているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 市木病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（市木不二男君） 再度のご質問にお答えいたします。

現状の病院運営におきましては、大学との連携あるいは県総との連携の中で、医師等派遣いただく中で、運営には支障ない形を行わせていただいております。特に県立総合病院との関係の中では、循環器内科以外にも、外科等にも派遣いただいておりますので、充実した形で協力いただいているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） では、次の質問です。現在その医療連携を結んでいる病院があればお答えをお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 市木病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（市木不二男君） それでは、3点目の質問にお答えいたします。

医療連携を結んでいる病院につきましては、先ほどの質問でも少し触れさせていただいたところですが、地域医療連携推進法人以外に、滋賀県立総合病院と1対1、個別に、連携と協力に係る基本協定を令和3年3月に結ばせていただいております。この協定におきましては、職員の派遣、医療資源の共同利用、職員の資質向上になるための研修や、薬剤や診療材料等の情報交換等の他、野洲地域の医療の推進、地域医療構想の実現に取り組んでいこうとするものでございまして、特に、ちょっと先ほどもご回答させていただいたんですが、職員の派遣におきましては、昨年4月以降、内科、外科、あるいはリハビリテーション科におきまして、医師の派遣を受け入れて、業務に当たっていただいているところがございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） ありがとうございます。

県立総合病院との連携によって、今現状、老朽化した病院ではありますが、スタッフとしては一定来ていただけるということが確認できたかと思います。

では、次の質問に移ります。この地域医療連携推進法人についてなんですが、この前ある議員からの発言があって、いろいろ調べてホームページを見たところ、野洲市が、市立野洲病院が加入されているという表記が、記載がありましたけれども、これ、加入しているということよろしいですか。

○議長（荒川泰宏君） 市木病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（市木不二男君） 4点目のご質問にお答えします。

地域医療連携法人への加入につきましては、お尋ねの法人は、ご承知おきいただいておりますとおり、湖南メディカルコンソーシアムという地域医療連携推進法人でございまして、同法人には、令和3年6月17日に加入を表明しております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 今、加入時期6月17日ということになってはいますが、この加入に当たって、先ほど一般的なメリット、デメリットをお伺いしましたが、市立野洲病院にとって、何かメリット、もしくはデメリットなどあるか、担当課として、仮に説明を受

けた、受けているのか、これ。入るに当たって、もし、受けているので、受けた上で何か問題があるのかないのか。今日は病院長はおられませんけども、もしそういうところについて話し合いがあったのであれば、お尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市木病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（市木不二男君） 益川議員の再度の質問にお答えします。

加入に当たっての当院のメリット、デメリットということではございますが、そもそも、この話の経過について、ちょっとその辺をご説明させていただきます。その上で、ご回答させていただきたいと思います。

この話につきましては、栢木市長のほうから、昨年の春先、5月頃やったと思っているんですが、加入に向けてのお話を進めたいというお声をいただきまして、病院長も交えた中でのお話でございましたので、同法人、議員、お聞きいただいておりますとおり、同法人の話を概要、再度、聞くようにというご指示をいただきました。そういったご指示をいただいた中で、同法人に対しての加入について、院内でも検討しておったんですが、事前の中では病院長については、加入について前向きではございませんでした。その中で、院内でも、メリットが今、後でもちょっと申し上げるんですが、県立総合病院との連携協定を進めていることが端緒に就いたところでございましたので、そちらのほうに注力するようにという院長からの指示も受けておりました状況もございましたので、その時点ではすぐに加入するという必要性は感じて、担当課としては感じておりませんでした。

そういったことについては、副市長とも協議をした中でも、同一の認識をいただいております中で、昨年の6月の2日に、同法人の担当者の方に来院いただきまして、概要をお聞きさせていただきました。そういった概要につきましては、話を聞かせていただいたことを後で報告をさせていただいているんですが、その話の中では、病院整備にこと関しましては、従前の計画、179床にされたときの計画のことにつきましては、真逆の方向という考え方を持っておられることは話されましたので、今のBブロックでの計画は、前計画を引き継いでおる形になっておりますので、方向が全然違うのかなという印象を持たせていただきました。

また、法人の定款にはいろいろと規定がございまして、予算の決定や変更、あるいは事業計画の決定や変更、あるいは借入金、あるいは財産処分については、法人に加入しますと、事前に意見を求めるような規定に取り決めがなっておりますので、そういった形の中で、病院整備を抱える当院が入るということはどうなのかなという認識を持ちました。と

申しますのも、予算協議とか計画協議については、議会とかにお諮りする前段で法人と話をすることになりますので、そういったやり方は行政のやり方としてはいかがかなという思いを持った次第でございます。

また、法人の担当者の方からは、収支計画、そのときの修正での収支計画でありますとか、あと、今の構想とか考え方についてのアイデアの部分で相違があるようなご発言もございましたので、そういったことを考えますと、入るのは、このタイミングではどうかということを懸念いたすこともございましたので、6月25日に、市長にはその旨、ご報告させていただいております。そのタイミングでは市長からは、いろいろと意見があるようなことも確認したので、しばらくはそのままにしておいてほしいという旨をお聞きしておりましたので、ちょっと相前後しますが、その当時においては、加入しているという認識はございませんでした。

以上、ちょっと長くなりましたが、お答えに代えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 何かいろいろと尋ねるべきところがあるんですが、この加入について、議会への報告というのはまずなされていませんよね。確認します。

○議長（荒川泰宏君） 市木病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（市木不二男君） 議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 今の市木部長の話をまとめますと、担当課としては、今、市立野洲病院にとってはメリットとして考えられない、あまり感じられない。ましてや、病院の、市立野洲病院の運営にまで口を出してくる可能性がある、そういう法人に、担当課として、これ時系列で言うと、17日に加入したということで、今おっしゃったので、おっしゃったようにそのときには認識してなかったということでありますと、担当課が認識していないところで、この法人に加入したということになるんですが、通常、そういう行政行為が行われるときは、一般的な話として、担当課が起案して、それが決裁処理が行われて、最終的に、市長のハンコを押してということがあると思うんですけれども、そういう処理はなされていますか。

○議長（荒川泰宏君） 市木病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（市木不二男君） 所管部としましては、その決裁行為について

は関与しておりません。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） これ、先ほど医療連携について聞いたときに県総について聞いたと思うんですけど、県総のときはどういう手続を取られましたか。

○議長（荒川泰宏君） 市木病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（市木不二男君） 益川議員の再度の質問にお答えします。

県立総合病院との地域医療連携協定を結びました際については、院内の運営に係る会議に諮って合意形成を得た後、管理者を決裁権者として決裁を起こしまして、決裁をいただいた後、協定を結びます3月11日に締結しましたことをプレスリリースと併せまして、議員各位、資料提供させていただいております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） そうですね。ホームページでも、市立野洲病院ホームページでも、この医療連携について県総との場合は出ていましたので、普通そうやって周知するものだと思うんですが、仮に決裁の手続が取られてなければ、相談というか、合議というか、何かそういうものがあると思うんですけど、それはありましたか。なかったですね。

○議長（荒川泰宏君） 市木病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（市木不二男君） 再度の質問にお答えします。

加入に至った経緯を確認しておりませんでしたので、相談とか、こういった形で加入になったかということは承知しておりません。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 具体的にいつ知られましたか。

○議長（荒川泰宏君） 市木病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（市木不二男君） 益川議員の質問にお答えします。

私が正確に把握したのは、今年度の1月の31日でございます。これは、市長と院長が、別の件でございますけれども、面談される協議の場で、市長からその旨お聞きしましたので、加入の経緯を確認するために、資料を取り寄せまして、先ほどご回答しました6月の加入を確認したところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 病院長も同じ日に知られたということでもいいですか。

○議長（荒川泰宏君） 市木病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（市木不二男君） 益川議員の質問にお答えします。

院長も、時期としては同じタイミングであったように伺っております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） では、担当課が知らない、病院長も知らない状態で、市立野洲病院がこの法人に加入しているということになって、何だか理解できないんですが、具体的な加入の手続はどのように書面であったり、あるんでしょうけど、これ、どういう形で、加入されたのかということを担当課は把握されていますか。

○議長（荒川泰宏君） 市木病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（市木不二男君） 益川議員の質問にお答えします。

加入に当たりましては、私も担当の方が来られた際に説明を受けました際、加入表明に当たっての確認する書類がございまして、それには、法人名と代表者名を書く欄がございまして、そこに日付等書く欄がございまして、確認した資料に基づきますと、先ほど申しました日付によって、市立野洲病院が加入したことになっています。代表者につきましては、栢木市長のお名前が自筆で記載されているような格好になっております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 今の話からすると、栢木市長が、担当者の意向を無視して、手続も無視して申し込まれたということになりますが、自筆ということではありますが、ご記憶ありますか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 記憶はございます。6月17日の日付ということで部長が申ししておりますので、正確な日は今、覚えておりませんが、その頃にサインしたことは記憶にございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 今、しれっと答えはりましたけど、通常、行政の手続は先ほども確

認しましたように、起案がされて、そこから順次回って行って、最終的に判断される。そこで市政の無謬性が担保されるし、市は、行政が行うことは間違いないということが担保されるはずですが、今の話では、市長が独断で、繰り返します。市長が独断で、担当課の意向も手続も全て無視した状態で参加する、加入することに、担当課としては、大きな懸念を持っているところに入られたということになります。このような手続が、通常行政手続として認められるのかということがありますが、可能であれば、総務部長の見解をお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） お尋ねですので、お答えをします。

正直申し上げまして、今の加入の経緯、私も初めて聞かさせていただきました。通常、行政におきましては、決定は組織で行うものでありますので、全てのことは、決裁行為を行って、決裁権者、部長であったり、市長であったり、副市長であるんですけども、その決裁を仰いだ上で、決定をしていくものだとは認識をいたしております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） ありがとうございます。

執行部の、ここに座っておられる皆様は、長年事務方として、そういうことを経験してこられたと思っておりますが、それを無視した形で、トップがそういうことを行っているという状況があります。

一番この中で長いであろう副市長にお尋ねしますが、こういうことは通常行われることでしょうか。考えられることでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 副市長。

○副市長（川口逸司君） 私も最近、ごく最近ですが、この加入のお話を聞きました。つぶさには今、市木部長の経過を聞いたんですが、これが全て事実とすれば、益川議員おっしゃっていますように、行政というのは、書類で手続をしますし、意思決定は、何て言いますかね、やっぱり決裁といいますか、最終的には市長の権限であろうとは思いますが、そういう手順を踏んでやっておくということで、後で市民の、何とかな、に対する説明責任を負うと。そういう手続が基本でありますので、ちょっとかなりまずい手続かなというふうに感じております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） この件に関しましては、この加入自体、無効であるということをぜひ確認いただいて、もし、この加入が有効であるというならば、一旦速やかに脱退していただく手続を取っていただくようお願いいたします。強くお願いいたします。

ここまでの質問の中で、今、市政が、市長の理由なき、私にとっては理由なきと思われる熟考で大幅に停滞している。さらに今、明らかになったように、この手続や、担当課の意思を無視した形で、また、それを議会にも、市民にも何も説明していない状態は、もはやこれは、市政の私物化と言わざるを得ません。一刻も早くこの状況を解いていただくように、これ以上、この状況が、市政の停滞が続けば、我々としても、私としても、市長の責任を問わざるを得ません。速やかに、熟考を解いていただき、病院整備事業を進めていただくことを切にお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（荒川泰宏君） 以上で、通告による一般質問は終了いたしました。

本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明10日から3月24日までの15日間は休会といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。

よって、明10日から3月24日までの15日間は、休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る3月25日は午後1時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。（午前11時41分 散会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和4年3月9日

野洲市議会議長 荒川泰宏

署名議員 村田弘行

署名議員 木下伸一